

要 請 書

平成 2 9 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会

＜地方行財政関係＞	頁
1 地方行財政の改革について……………	1
2 地方税財源の充実・確保等について……………	3
＜医療・福祉・教育関係＞	
3 社会保障制度の充実強化について……………	7
○ 4 地域医療の確保について……………	9
◎ 5 「難病相談支援センター」の設置について……………	13
6 医療保険制度の抜本改革について……………	15
◎ 7 国民健康保険制度の円滑な実施について……………	17
8 介護保険制度の円滑な運営について……………	19
9 生活困窮者に対する支援策について……………	23
10 国民年金事務費交付金に係る超過負担について……………	25
○ 11 総合的な子育て支援策について……………	27
12 健康施策への支援について……………	31
13 発達障害の早期発見・早期療育体制の充実について……………	33
○ 14 障害者総合支援制度の円滑な実施について……………	35
15 障害者の移動に関する支援について……………	37
16 障害者グループホーム等におけるスプリンクラー整備事業補助制度の継続等について…	39
◎ 17 民間シェルター等の安定運営のための運営費助成の拡充について……………	41
18 民生委員・児童委員活動に対する交付税の見直しについて……………	43
19 国立大学法人運営費交付金の確保について……………	45
20 公立学校施設の整備促進について……………	47
21 食育推進を担う栄養教諭の定数改善について……………	49
22 スポーツ施設の整備について……………	51
＜経済・労働関係＞	
○ 23 北海道観光の振興について……………	53
24 雇用対策について……………	57
25 中小企業者に対する金融支援について……………	59
26 産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業の発展的継続について…	61
27 外国における日本地名等の商標登録出願対策について……………	63
＜農林水産関係＞	
○ 28 農業の振興について……………	65
29 林業の振興について……………	67
◎ 30 未来につなぐ森づくり推進事業の充実について……………	69
31 外国との漁業交渉等について……………	71
◎ 32 水産業の振興について……………	73
33 ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する対策について……………	75
34 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について……………	77
35 エゾシカによる被害対策について……………	79

目 次

◎…北海道単独事業

○…一部北海道単独事業

	頁
＜社会基盤整備関係＞	
36 北海道の開発行政について……………	81
37 社会資本整備総合交付金事業について……………	83
38 北海道新幹線の建設促進等について……………	85
39 並行在来線事業者に対する支援の強化等について……………	87
40 北海道新幹線開業による波及効果の拡大について……………	89
◎ 41 道内鉄道路線網の維持・存続に向けた対応について……………	91
42 バス事業に対する支援について……………	93
43 高規格幹線道路網をはじめとする道路整備の促進について……………	95
◎ 44 市街地再開発事業等への支援について……………	97
◎ 45 道路標識等に係る予算の確保について……………	99
46 治水事業等の整備促進について……………	101
47 港湾施設の整備促進等について……………	103
48 空港の整備促進と運営について……………	105
49 水道施設の地震対策等に対する財政支援の拡充について……………	107
50 水資源の保全について……………	109
＜環境関係＞	
51 循環型社会構築の推進について……………	111
52 都市における低炭素化の促進について……………	113
53 アスベスト対策の推進について……………	115
54 P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理について……………	117
＜防災・原子力発電所対策関係＞	
55 防災・減災及び老朽化対策の強化について……………	119
○ 56 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について……………	121
＜北方領土・自衛隊・その他＞	
57 北方領土の早期返還について……………	125
58 北海道の自衛隊の体制強化について……………	127
59 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会に向けた合宿誘致への支援について……………	129
60 地方公務員の休業制度の拡充について……………	131
61 新たな情報通信技術戦略の推進について……………	133
62 テレビ放送視聴環境の充実・確保等について……………	135
63 地方消費者行政の推進について……………	137

1 地方行財政の改革について

現在、北海道の多くの自治体は、人口減少や地域活性化などの課題に直面しており、これまで職員の削減をはじめ、徹底した行財政改革に取り組んできたところです。

今後、地域の創生などさらなる活性化を図るためには、全国一律ではなく、地域の実情に応じ、自らの発想と創意工夫により取り組むことができる分権型社会の確立が重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地方分権改革については、地方の創意を活かした分権型社会を実現するため、提案募集方式の取組みの推進や、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小など、更なる見直しを図ること。

2 地方税財源の充実・確保等について

北海道の多くの自治体は、税収が伸び悩んでおり、近年の社会経済状況のもと、徹底した行財政改革に取り組むなど、懸命の努力をしているところでありますが、厳しい財政運営を余儀なくされております。

今後、北海道内の各都市が将来に向けて安定的に発展していくためには、地方税財源の充実・確保などについて、国において、その方向性や具体策を明確にした上で、地方とともに着実に推進することが肝要であります。

また、地方の基金残高の増加を背景にした地方財源の削減の議論については、各自治体が様々な地域課題に対処する必要から基金を積み立てていることへの理解が不可欠です。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

1 地方税について

- (1) 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。
- (2) 車体課税については、平成31年度税制改正までに総合的な検討を行うこととされているが、市町村に減収が生じることのないよう十分配慮すること。
- (3) 平成28年度税制改正による「機械及び装置」に係る固定資産税の特例措置は、国による政策減税であることから、市町村の減収は

確実に財政措置を講じることとし、３年とされる特例期間の延長は行わないこと。

また、固定資産税が市町村の基幹税目であることから、償却資産に対する固定資産税は、取得価格の５％を評価額の最低限度とする現行制度を堅持すること。

(4) ゴルフ場利用税については、道路や上下水道の整備・維持管理、廃棄物処理など、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であるとともに、所在市町村が過疎地域や中山間地域に多く、自主的な税財源が乏しいことなどから、現行制度を堅持すること。

(5) 軽油引取税については、農林漁業者等に係る課税免除措置を堅持すること。

(6) 法人実効税率の引き下げに伴う地方の減収については、地方財政に影響が生じることのないよう確実に代替財源を確保すること。

２ 地方交付税について

(1) 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。

(2) 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、平成３０年度予算に向けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。

その際、常態化している地方財源不足の解消にあたっては、法定率の引き上げによる対応を基本とすること。

また、歳出特別枠については、人口減少や少子高齢化対策など国と地方が総力をあげて取り組むべき課題への財政需要が増大していることや、道内市町村の税収基盤が脆弱で厳しい財政状況が継続していることから、これを実質的に確保すること。

- (3) 福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や、道路、橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、地方自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させることとし、地域の様々な課題に対処するために積み立てている地方の基金残高の増加を理由に、地方交付税の削減を行わないこと。

(算定方法の改善)

- (4) トップランナー方式については、それぞれの地域の実情を十分に考慮するなど慎重に検討を行い、単に交付税の減額としない運用とすること。
- (5) 北海道は積雪寒冷地であることから、そのための財政需要を十分に把握し、適切な行政経費の充実を図ること。
- (6) 医療圏域が広範囲に及ぶ北海道において、公立病院や公的病院等は、周産期や精神等の不採算部門に関わる医療の提供など、地域医療の確保に重要な役割を果たしているため、平成28年度から実施されている特別交付税措置の重点化にあたっては、市町村の病院等に対する財政支援に大きな影響を及ぼさないよう配慮すること。

3 地方債について

- (1) 地方債については、平成30年度以降も引き続き、生活関連社会資本等の整備を推進するため、地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金を安定的に確保すること。

また、過疎地域を多くかかえる北海道においては、市町村の財政運営に大きな影響を及ぼす過疎対策事業債について、その総額を確保すること。

- (2) 平成24年度まで実施された公的資金補償金免除繰上償還制度について、地方自治体のさらなる財政健全化を推進するため、年利等の対象要件を緩和したうえで、同制度を再度実施すること。

- (3) 庁舎の建替事業においては、計画立案から竣工までに相当の期間を必要とすることから、公共施設適正管理推進事業債における市町村役場機能緊急保全事業の財政措置については、期限を延長すること。

4 国庫補助負担金改革について

- (1) 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。
- (2) 積雪寒冷地である北海道において、早期の工事発注に資するため、補助金の交付決定を極力早期に行うこと。

また、ゼロ国債や明許繰越の活用について配慮すること。

3 社会保障制度の充実強化について

北海道内の自治体は、急速に進む少子高齢化のなかで、住民が安心して地域社会で暮らし続けられるように、子育てや福祉、医療・介護サービス等の充実に努めてきたところであります。

今後、人口減少などのなかにあって、社会保障制度を確実なものとしていくためには、必要となる財源を確保しつつ国と地方がそれぞれの責任を果たしながら協力し合う関係を築くことが重要です。

また、社会保障・税番号制度は、極めて重要な社会基盤であることから、その構築・運用にあたっては、国民への十分な周知と万全のセキュリティ対策が必要です。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 社会保障制度改革における具体的な制度の検討にあたっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

また、社会保障と税の一体改革で議論された経緯を踏まえ、消費税率引上げの再延期や軽減税率制度の導入によって、地方自治体が実施する施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

- 2 社会保障・税番号制度は、高度情報化社会の基盤として国民の利便性を高める一方で、情報漏えいなどの様々なリスクが懸念されること

から、制度の構築・運用にあたっては、次の措置を講じること。

(1) 市町村に早期かつ十分な情報提供を行うとともに、相互に綿密な調整・協議を行うこと。

(2) 国と地方が一体的に安全性を共有できるよう万全のセキュリティ体制を構築するとともに、システム障害や情報漏えい等の事態に備えて、迅速に原因究明や復旧、対応策が講じられるよう万全の危機管理体制を整えること。

あわせて、市町村への専門的・技術的な支援体制の強化を図ること。

(3) 番号制度に対する国民の理解を深め、不安を払拭するよう丁寧かつ十分に説明し、周知徹底を図ること。また、民間事業者においても、特定個人情報の保護や十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において対応すること。

(4) 番号制度の導入に伴い必要となる個人番号カード発行や行政機関間の情報連携及びセキュリティ対策などに係るシステム改修等の経費については、地方自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

4 地域医療の確保について

都市自治体においては、官民をあげて地域医療の確保に努めているところではありますが、医師臨床研修制度の影響や開業医志向の高まりなどにより、医師の地域偏在や特定診療科の医師不足が継続している状況にあります。

特に自治体病院等では、医師確保が極めて困難な状況にあり、診療科の休止・診療日数削減や入院患者の受け入れ停止、分娩中止など、医療サービスの提供が危機的な状況になっております。

国においては、地域における病床の機能分化及び医師、看護師等の確保や勤務環境の改善等に加え、地域医療介護総合確保基金により在宅医療・介護サービスの充実を図ることとしているところですが、これらの問題解消には時間を要することもあり、依然として大きな課題となっております。

また、新たな専門医制度については、地域医療の実態を踏まえた慎重な対応が求められるところです。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 産科医・小児科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図り、地域が必要とする医師等の養成に向けた取組みを着実に推進すること。

特に、周産期医療については、安全な分娩体制が取れない深刻な地域があることから、早急に実効性のある対策を講じること。

2 医師臨床研修制度の導入による影響を踏まえた医師不足地域での一定期間の勤務の義務付けなど、地域医療の確保につながるよう早急に改善を図ること。

また、新たな専門医制度の構築に当たっては、地域における医療の確保と住民の健康維持に責任を持つ市町村の意見を十分に踏まえ、慎重に対応すること。

3 自治体病院をはじめ公的病院は、不採算医療を担うなど地域医療を守る責務を果たしており、地域医療サービスを継続して提供できるよう経営基盤の安定を図るため、運営経費への財政措置を拡充強化すること。

4 地域医療介護総合確保基金については、地域の医療及び介護サービスの提供体制等に有効活用されるよう、市町村等の意見を十分に聞くとともに、必要な財源を確保すること。

（北海道単独事業）

5 救急医療体制を担っている初期、2次、3次の医療機能を十分発揮できるよう、引き続き必要な指導、調整を行うこと。

（北海道単独事業）

6 道の自治体病院等広域化連携構想及び医師確保対策について

(1) 自治体病院等の再編・ネットワーク化の推進にあたっては、引き続き道がリーダーシップを発揮すること。

(2) 医師の確保については、地域の医療機関への医師派遣体制をさらに推進する等、より一層、実効性のある各種対策を強力に進めること。

(3) 看護師、助産師、薬剤師及び診療放射線技師など医療専門技術者

が不足している地域に対しては、引き続き地域偏在化是正対策を講
じること。

（北海道単独事業）

7 地域医療構想について

地域医療構想の実現に向けて、病床機能の分化・連携、在宅医療体
制の整備等を促進するため、「地域医療構想調整会議」等において関
係者の意見を十分に聞くとともに、将来にわたり必要な財源を確保す
ること。

また、病床機能の転換によって自治体病院の経営に影響を及ぼすこ
とのないよう財政支援策を講じること。

5 「難病相談支援センター」の設置について

都道府県が設置する「難病相談支援センター」は、難病患者等の日常生活における相談・支援や就労支援を行うことを目的とした施設で、地域で果たす役割は大きく、患者や家族から寄せられる期待も極めて大きなものがあります。

札幌市に「北海道難病センター」が設置されておりますが、北海道の広域性を考慮し、利用者の利便性を確保することが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、難病患者に対する支援の充実・強化を図るため、北海道の広域性を考慮し、複数の地域に難病相談支援センターを整備すること。

6 医療保険制度の抜本改革について

我が国における医療保険制度は、高齢社会の急速な進展等により、高齢者の医療費が増大する一方で、保険料収入は伸び悩み、その収支に不均衡をきたすなど、各医療保険制度とりわけ国民健康保険は厳しい財政状況に置かれております。

医療保険制度改革法に基づき、平成30年度から実施される国民健康保険の都道府県単位化にあたっては、国保基盤強化協議会などで協議が進められているところでありますが、円滑な移行に向けて、国、都道府県、市町村がさらなる連携を図りつつ、それぞれの役割を担うことが重要です。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 国民健康保険財政は、医療費の増加等により恒常的に厳しい状況にあることから、国民健康保険の都道府県単位化にあたっては、その前提条件となる財政支援を確実に実施するとともに、引き続き医療費の増加が見込まれることから、国の財政支援をさらに拡充し、財政基盤の強化を図ること。

また、平成30年度の移行に向けては、被保険者や医療機関等への速やかな情報提供や制度の周知徹底をさらに図るとともに、自治体のシステム改修経費等については、国の責任において必要な財政措置を講じること。

今後においても、医療保険制度の一本化の理念実現に向け、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平を図り、安定的で持続

的な制度を構築するため、抜本改革に取り組むこと。

2 医療保険制度の改革がなされるまでの間、次の措置を講じること。

- (1) 国民健康保険については、被用者保険との制度間における財政格差を「年齢構成」及び「所得状況」を要因として調整する仕組みを導入すること。
- (2) 後期高齢者医療の保険料の見直しについては、引き続き地方に負担を転嫁することなく、国が責任をもって対応すること。
- (3) 後期高齢者に対する保健（健診等）事業については、財政支援の充実に努めること。

3 国民健康保険制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。

- (1) 低所得者層に対する負担軽減策をさらに拡充するとともに、特定世帯及び特定継続世帯に係る保険料の軽減について財政措置を講じること。
- (2) 子ども（未就学児を除く）や重度心身障害者等に係る医療費助成の市町村単独事業に対しては、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止すること。

7 国民健康保険制度の円滑な実施について

医療保険制度改革法に基づき、平成30年度から実施される国民健康保険の都道府県単位化に当たっては、円滑な移行のため、市町村との詳細な協議及び被保険者等への十分な周知が必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

国民健康保険の都道府県単位化（以下「新制度」という。）を円滑に実施できるよう、以下の取組みを積極的に進めること。

- 1 市町村が担う事務について、市町村と十分協議した上で運用基準や事務処理方法等の標準化、統一化を図り、速やかに市町村へ情報提供すること。
- 2 新制度の実施に当たって混乱が生じないように、早期に被保険者や医療機関等への周知徹底を図るとともに、運用上の問題や課題に適切に対処するため、北海道において体制及び機能の強化を図ること。

8 介護保険制度の円滑な運営について

介護保険制度は、超高齢社会へ向かう我が国において、社会全体による支援体制を確立するため導入されたものであります。

現在、各保険者は介護給付費等の増大により、厳しい財政運営を強いられておりますが、今後においても高齢化の進展により、さらなる費用の増加が見込まれます。このため、制度の持続的かつ安定的な運営に向けて国と地方自治体が十分に協議・調整のうえ、適時適切な措置を講じていくことが必要不可欠であります。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するためには、地域の実情を踏まえた適切な介護報酬の設定のほか、不足する介護人材を安定的に確保することなどが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

1 介護保険制度の見直しについて

- (1) 要支援認定者に対する介護保険サービスの地域支援事業への移行については、山間僻地や離島等受け皿確保の難しい地域で、サービス提供体制や市町村負担の格差が生まれることがないよう、人材や受け皿の確保について広域的な調整ができる制度にするとともに、これに必要な運営費等の支援を図ること。
- (2) 利用者負担の引上げや施設入所者の補足給付に対する資産要件の追加にあたっては、市町村に過重な事務負担とならないように配慮すること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金については、地域の医療及び介護サー

ビスの提供体制等に有効活用されるよう、市町村等の意見を十分に聞くとともに、必要な財源を確保すること。（再掲）

2 介護報酬について

- (1) 介護報酬の改定にあたっては、これまでの改定結果を十分に検証し、報酬単価については事業者等の実態を的確に反映し決定すること。

特に、介護職員の処遇改善等の加算措置については、それらが法人・事業所の運営や職員の人材確保、処遇改善に与える効果や影響などについて、引き続きその実態を十分に検証すること。

- (2) 訪問介護事業については、長距離移動等（広域・積雪等）の多い北海道の地域特性を勘案し、報酬の評価や人員基準の弾力化を図ること。

3 介護人材の確保について

- (1) 高齢化の進行に伴う要介護者の増加に加え、認知症高齢者等に対応する質の高い介護人材の安定的確保が喫緊の課題となっていることから、地域医療介護総合確保基金の拡充など十分な措置を講じること。

- (2) 介護福祉士の国家試験において、受験者の大半を占める実務経験者の受験資格に実務者研修が義務付けられたことなどにより、受験者数が著しく減少しているため、現行制度を十分に検証し、志願者に過度の負担とならないよう、実態に即した見直しを行うこと。

4 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、調整交付金は別枠とすること。

5 国が実施している低所得者対策は、利用料の軽減策が十分ではない

ことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

- 6 介護療養病床から介護医療院への転換支援策や報酬・基準の決定に当たっては、介護保険料及び地方自治体の財政負担が増大しないようにするとともに、地方自治体や医療機関の意見を十分尊重すること。

9 生活困窮者に対する支援策について

近年、様々な要因から生活困窮に至る人々が増加しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が重要となっています。

このため、生活保護受給世帯等に対する自立支援プログラムの策定や、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の支援など、自立・就労に向けた施策を総合的、一体的に実施していくことが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 生活保護制度における生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のうち、システム改修や生活保護手帳等の書籍購入費などの生活保護業務に不可欠な経費については、平成25年度までと同様に10/10の補助額とすること。

また、被保護者就労支援事業については、平成27年度から生活保護法上で位置づけられたところであり、これまでの取組みを持続・強化できるよう、十分な財政措置を講じること。

- 2 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する法の趣旨を踏まえ、事業を円滑に実施するため、生活保護制度に対する措置を下回らない、十分な財政措置を講じること。

10 国民年金事務費交付金に係る超過負担について

法定受託事務は、国が責任を負っている事務であり、これに要する経費については、国において確実に財源保証すべきものであります。

しかしながら、この事務のなかには、経常的に超過負担が発生しているものがあり、市町村財政を圧迫している現状にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 国民年金事務費交付金については、市町村の超過負担が生じないよう適正に交付すること。

11 総合的な子育て支援策について

少子化対策、子ども・子育て支援策は、社会保障と税の一体改革において重点的な分野と位置づけられたところであり、地方創生の観点からも、国と地方が協働して取り組まなければならない最重要課題であります。

特に待機児童の解消、保育サービスの充実、子育て世帯や妊産婦等の負担軽減は喫緊の課題であるため、必要な財源を確保して、施設整備や職員の確保などを早急に図る必要があります。

また、発達障害等の障害児が増加している状況を踏まえ、受入施設において、必要な職員を配置できるようにすることが重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 施設整備及び職員の確保等について、以下の措置を講じること。
 - (1) 待機児童の早急な解消に向けて、認可保育所や小規模保育事業所などの多様な受け皿の整備を進めるため、保育所等整備交付金の嵩上げ措置等、所要の財政措置を継続すること。

あわせて、職員の配置基準の弾力化、処遇の改善、人材育成、潜在保育士の再就職支援等、実効性のある保育士確保の取組に必要な財源を確実に確保すること。

また、制度の改正時には、市町村に対して速やかに十分な情報を提供するとともに、システム改修費について、十分な財政措置を講じること。

（北海道単独事業）

(2) 幼稚園教諭・保育士等のキャリアアップ加算の要件となる認定研修及び子育て支援員研修については、受講者の負担軽減を図るため、道内各圏域で受講機会の充実を図ること。

2 子ども・子育て支援新制度の教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担の上限額については、従来の北海道内の平均額と比べると高額であるため、地域性を考慮した基準を設定すること。

3 保育料について、第2子以降に対する特例措置の適用にあたっては、所得基準を引き上げることや認可外施設に入所する児童を算定対象とするなど、多子世帯への負担軽減策を拡充すること。

また、平成27年度以降の新入園児の保育料算定において、年少扶養控除等のみなし適用を行う市町村に対し財政措置を講じること。

4 幼稚園就園奨励費補助金については、市町村の超過負担が生じないように十分な財政措置を講じること。

5 障害児保育について、増加する発達障害等の障害児に対応するため、施設の種別に関わらず必要な職員配置ができるよう、十分な財政措置を講じること。

また、延長保育事業や一時預かり事業についても、障害児の受入にあたり適切な職員配置がなされるよう、配置基準を見直し、十分な財政措置を講じること。

6 放課後児童健全育成事業について、職員の確保や待遇改善を図るため運営費の補助基準を引き上げること。特に、少人数の施設や障害児受入施設について、運営実態に即した補助基準となるよう更なる拡充

を図ること。

7 子ども医療費助成については、これまで地方自治体が先行して実施してきたところであるが、子育て支援策や少子化対策にとって根幹を成すものであることから、全ての子どもが均一に医療給付を受けられるよう、国において国庫補助制度を創設すること。

8 不妊及び不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、少子化の解消をさらに進めるため、特定不妊治療費助成の充実を図るとともに、不育症についても同様の財政措置を講じること。

9 妊産婦の健康診査及び出産にかかる交通費等の公費助成について、以下の措置を講ずること。

(1) 離島に準ずる条件不利地で、近隣に産科医療機関がない地域に居住する妊産婦に対して、地方自治体を実施する妊産婦の健康診査及び出産にかかる交通費等の公費助成について、地方財政措置を拡充すること。

(北海道単独事業)

(2) 妊産婦安心出産支援事業については、同一市町村内の通院であっても、居住地域に分娩可能な産科医療機関がなく、一定の距離を超える場合には、同支援事業の対象とすること。

12 健康施策への支援について

がんは、昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに、約2人に1人が罹患すると推計されていることから、がん検診に対する支援のほか、がん患者が住み慣れた地域社会で円滑な社会生活を営めるよう、様々な施策を講じることが必要であります。

また、感染症に関わる検診や予防接種施策の充実などの対応が求められております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 がんの早期発見、早期治療をさらに進めるため、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の助成を継続し、支援の充実を図ること。

また、がん患者が円滑な社会生活を営めるよう、地方自治体が実施する就労支援等の相談業務や療養生活の質を維持向上させるための施策に対して、必要な財政措置を講じること。

- 2 肝炎ウイルス検診の助成事業を継続し、支援の充実を図ること。

- 3 流行性耳下腺炎ワクチンについては、早急に定期予防接種化を図るとともに、他のワクチンと同様の財政措置を講じること。

また、定期予防接種化後にワクチン不足や副反応の出現等により混乱を招くことのないよう、十分な準備期間の確保と情報提供に努めること。

- 4 「脳脊髄液減少症」については、早期に診断基準を明らかにし、診断及び治療法を確立するとともに、患者負担軽減を図るため、保険適用の拡充など患者支援策を推進すること。

13 発達障害の早期発見・早期療育体制の 充実について

発達障害は、個人により障害の症状、程度が様々であり、早期の発見・療育が必要で、診断には高度な専門性が必要とされます。しかし、現状においては診断が可能な施設や専門医が不足しており、発達障害の発見に時間がかかり、必要な支援が十分にできていない状況であります。

また、子ども発達支援センター等の支援施設においては、専門スタッフが不足し、十分な支援体制がとれていないのが実情であります。

国においては、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援体制整備事業等を推進しておりますが、専門医や保健師等の人材育成などを進め、早期発見・早期療育体制を充実・強化する必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 発達障害に係る診断・診療が早期に対応できるよう、小児科医・児童精神科医等の専門医の養成・確保を推進すること。

また、保護者等への適切な支援を行うため、保健師、保育士など発達障害に関わる職種の人材育成充実・強化するほか、必要な財政支援の充実を図ること。

14 障害者総合支援制度の円滑な実施について

障害者が将来にわたり、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、今後においてもその施行状況を勘案しつつ必要な措置を講じていくこととされております。

障害者に対する福祉サービスや日常の生活支援を総合的に行うためには、障害者のニーズや実態に即したサービスを充実させるほか、財源を含め、それらのサービスを提供し得る環境を整備していくことが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 障害者総合支援法の円滑な実施にあたっては、身体と知的の重複障害者（児）等の重度障害者の実態に即したサービスの充実や、安定的に利用できる環境整備を図るとともに十分な財政措置を講じること。

また、法施行後のあり方の支援の検討にあたっては、市町村等の意見を十分に聞き、わかりやすい内容とするとともに速やかな情報提供を行うこと。

- 2 居宅介護等の訪問系サービスについて、超過負担が生じている市については、国庫負担基準を実態に合わすよう見直しを行うこと。

- 3 自治体が実施主体となっていく地域生活支援事業については、地域生活支援拠点の整備をはじめ、障害者に対して適正な施策が継続して

実施できるよう、事業実績に見合った確実な措置を講じること。

4 障害者の計画相談支援の充実については、以下の措置を講じること。

(1) 安定的な事業運営及びサービス提供のため、報酬単価の見直しを行うとともに、必要な財政支援の充実を図ること。

(北海道単独事業)

(2) 事業者等における相談支援専門員を確保するため、従事者研修の充実を図ること。

5 重症心身障害児（者）の医療型短期入所サービスについては、受入施設の確保が図られるよう、報酬単価を見直すこと。

15 障害者の移動に関する支援について

障害者が自立した日常生活や社会生活を営む上で、外出時の移動手段の確保は極めて重要であり、公共交通機関等の割引制度や、乗降しやすく身体の負担が少ない車両の普及など、障害者の視点に立った移動しやすい環境整備を図ることが求められております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 身体、知的及び精神障害者について、障害者の自立と社会参加の支援を図るため、公共交通機関の運賃割引において3障害同一の取扱いとなるよう、事業者に対し指導・要請の徹底を図ること。

特に、精神障害者へのバス運賃割引について、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款が平成24年9月に改正されたところであり、その促進に向けて努めること。

- 2 障害者に対する有料道路通行料金割引に係る利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化を図ること。

- 3 国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、タクシー事業者等がユニバーサルデザインタクシーの導入を進められるよう補助予算を拡充すること。

16 障害者グループホーム等におけるスプリンクラー整備事業補助制度の継続等について

障害者グループホーム等においては、利用者の安全を確保するため、初期消火に有効なスプリンクラー設置が平成２７年度より義務付けられましたが、多数の施設が未設置である現状から、スプリンクラー設置の助成事業の継続は今後も必要不可欠であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 平成２７年度からスプリンクラー設置が義務化された障害者グループホーム等に対するスプリンクラー整備補助事業については、事業の継続と財源の確保を図ること。

17 民間シェルター等の安定運営のための 運営費助成の拡充について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、平成13年に配偶者暴力防止法が成立し、被害者の一時保護は都道府県の責務とされているところであります。

北海道においては、道立女性相談援助センターでの一時保護のほか、道内8か所の民間シェルターが委託を受けて行っておりますが、施設の維持費など運営が大変厳しい状況にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 配偶者からの暴力被害者の緊急時における一時保護等において重要な役割を担っている委託を受けた民間シェルター等については、施設の維持費など運営費へのさらなる財政措置を図ること。

18 民生委員・児童委員活動に対する 交付税の見直しについて

近年、地域福祉の課題が多様化するなかで、民生委員・児童委員の業務が増加傾向にあり、委員活動に伴う精神的、経済的な負担が増大しております。

このような状況が続くと、担い手不足にさらに拍車がかかると懸念されることから、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に向けて、処遇改善や民生委員児童委員協議会による活動支援の充実を図っていく必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地域福祉の課題が複雑化・多様化するなかで、民生委員・児童委員の業務が増大していることから、その負担軽減と担い手不足の解消に向けて、活動費の増額による処遇改善と活動支援の充実を図るため、民生委員・児童委員活動費及び民生委員協議会活動費に係る地方交付税算定基礎額をさらに増額すること。

19 国立大学法人運営費交付金の確保について

国立大学は、「地（知）の拠点」として、幅広い人材の育成など我が国の発展の基礎としての役割を果たしているほか、地域の経済・医療・教育・文化の振興に大きく貢献しており、その役割は一層重要なものとなっております。

その一方で、運営費交付金は平成16年度の法人化以降、ほぼ毎年度削減されており、人件費や研究費などの経費縮減が続くこととなれば、国立大学の機能が低下し、人材育成や地域と連携した取組など、地域に大きな影響を与えることが懸念されます。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道の国立大学にあっては、地域の特性を活かした食料供給能力の強化や高付加価値化など、地域資源を活かす研究開発を進めていることに加えて、地域の将来を支える人材や産業の育成など、地方創生にとって重要な役割を担うことが期待されていることから、必要な運営費交付金を措置すること。

また、外部資金の確保の機会が少ない文化系教育系大学について十分な配慮をすること。

20 公立学校施設の整備促進について

児童生徒の急増期に建築した施設の老朽化や少子化に伴う学校の統廃合などにより、近年、公立学校施設の改修が必要となっている都市が増加しております。耐震化事業はもとより、老朽化対策などの計画的実施が大きな課題となっている現状にあります。

また、学校施設整備事業における国庫補助単価が実施単価を下回る超過負担が恒常的に生じており、公立学校施設の整備の遅れの要因となっております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 公立学校施設整備については、耐震化はもとより、老朽化に伴う改築等や学校統合による新增築等の事業についても各自治体の整備計画に基づき円滑に進められるよう、十分な予算を確保すること。
- 2 学校施設整備事業における補助単価は、実施単価と比較し大きな乖離があるので、校舎等の施設の新増築、改築を計画的に推進できるよう、財政措置の拡充を図ること。

21 食育推進を担う栄養教諭の定数改善について

栄養教諭制度は、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中、子どもたちが将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する指導を充実し、子どもたちに「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせることを目的として創設され、平成17年度から施行されております。

しかし、食育推進を担う栄養教諭の現行の配置基準では、各学校においてきめ細かな食育指導を十分に行える状況になっておらず、各自治体においては、加配制度を活用したり、独自に負担して配置するなどの工夫を行っておりますが、抜本的な解決には至っておりません。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 学校における食育推進のため、専門的立場から食に関する指導等をきめ細かく効果的に行えるよう、栄養教諭の配置定数を改善すること。

特に、広域に分散する学校を担当する場合や大規模な共同調理場において、栄養教諭が不足していることから、配置基準を見直すとともに、それまでの間、加配措置の拡充に必要な財源を確保すること。

また、調理場を統廃合する場合には、栄養教諭の配置数が激減する場合もあることから、経過措置など弾力的な運用ができる制度とすること。

22 スポーツ施設の整備について

体育・スポーツ施設は、地域住民の健康増進のほか、競技大会などの受入れにより、地域の活性化にも寄与するものであり、また、災害時には地域住民の避難場所になるなど、重要な役割を果たしております。

しかし、近年、既存施設の老朽化が進行するとともに、耐震設計基準を満たさない施設については、その改築や耐震補強等の対策が急務となっておりますが、地方財政の逼迫している現状において、その整備が進んでいないのが実情であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地方自治体が設置する体育・スポーツ施設については、スポーツの振興はもとより、競技大会や合宿の誘致などによる地域振興にも資するものであることから、計画的に整備を推進できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、災害時には避難場所になるなど地域において重要な役割を果たすことから、耐震補強事業等について財政支援を拡充し、施設の整備促進を図ること。

23 北海道観光の振興について

北海道において、観光はリーディング産業として重要な役割を担っており、新たな事業や雇用を生み出し、地域経済への波及効果の高い重要な成長分野であります。

今後、さらなる外国人観光客の呼び込みやリピーターの確保に向け、様々なニーズに対応した満足度の高い魅力ある観光圏域の創造や、北海道の恵まれた観光資源を活かした観光産業の育成・強化を図るための制度創設と体制の拡充が必要であります。

また、平成28年3月に開業した北海道新幹線の波及効果の拡大に向け、総合的な施策の構築が急務であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 安心・快適に道内観光地を周遊するため交通インフラ等の整備を促進すること。
 - (1) 高規格幹線道路及び空港・港湾等へのアクセス道路の整備促進を図ること。
 - (2) 北海道新幹線の開業により増加している観光客等利用者の道内各地への周遊を促し、全道に開業波及効果をもたらすために、以下の対策を促進すること。
 - ① 広大な北海道において、航空機による利用に應えるため、道内・道外路線の充実を図るとともに、函館空港をはじめ道内空港の整備を促進すること。
 - ② 道内の各空港へのアクセス道路や圏域間を結ぶ高速道路等の整

備を加速すること。

- ③ 新幹線駅から道内各所の観光地や主要都市などに快適・円滑に移動できるよう、利便性の高い交通ネットワークの整備や二次交通の確保に対する市町村等の取組みに対し支援を行うこと。

- (3) 外国語併記の観光案内標識の設置やまちの景観の整備など、観光客の受入に係る施設の整備を支援すること。

2 外国人観光客の誘致を促進するため、規制緩和等を推進すること。

- (1) 宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置や特定免税店制度など、財政上、税制上又は金融上の特例的な措置を創設すること。

- (2) 外国人の出入国に対応できる空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に、関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾における需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。

- (3) 訪日個人観光ビザの発給要件を更に緩和すること。

- (4) 中国など一部外国航空会社の新千歳空港への乗り入れ規制を更に緩和すること。

3 観光資源の更なる充実や外国人が安心・快適に旅行することができる環境づくりなど、観光地としての国際競争力を高める取組みを支援すること。

- (1) 北海道の農水産物や景観などを活かした魅力ある地域ブランドの創出に向けた取組みの支援を拡充すること。

- (2) 外国人観光案内所の機能向上や観光施設等におけるICT端末を活用した多言語対応の促進、外国人旅行者向け無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者の受入環境整備事業の拡充を図

ること。

- (3) 外国人患者を受け入れる医療機関の充実や情報の周知促進、保険手続き等の体制整備など、不慮の怪我等に迅速に対応できる環境を整備すること。

(北海道単独事業)

- (4) 北海道の豊かな自然を満喫できる多様なアクティビティーを国内外の観光客へ提供するにあたり、その一環として自転車の利用を推進するため、北海道公安委員会の規則により規制されているタンデム自転車の二人乗り規制を解除すること。

24 雇用対策について

北海道の地域経済は、緩やかな回復傾向にあるものの、輸出の減少などにより、引き続き厳しい経済環境にあります。

このようななかで雇用対策としては、介護や医療等の分野における雇用創出や新卒者等の雇用奨励などが講じられており、高卒就職内定率などに一部改善が認められますが、その環境は依然として厳しい状況にあります。

また、シルバー人材センターが地域における高齢者の就業機会の確保などで果している大きな役割に配慮することが重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 昨今の雇用情勢は総じて改善しているが、介護・医療・農林・環境・建設等の分野においては、人手不足等が依然として生じていることから、再就職・能力開発対策、雇用の確保対策を着実に推進し、雇用の維持を図ること。
- 2 ジョブサポーターや新卒応援ハローワークなどの就職支援策を着実に実行し、新卒者などに対する支援を促進すること。
- 3 地域若者サポートステーション事業は、ニート等の若者の職業的自立支援として、道内8箇所で開催されているが、その機能が十分発揮できるよう、受託団体への事業費の確保を図ること。

- 4 季節労働者対策を進めるため、通年雇用化の促進、公共事業の平準化等による冬期雇用の拡大及び建設事業主等の取組みへの支援の充実・強化を図ること。

また、特例一時金については40日の暫定措置を堅持すること。

- 5 シルバー人材センターは、地域における高齢者の就業機会の確保などで大きな役割を果たしていることから、新たな就業先の開拓など、その機能が十分発揮できるよう、管理・運営費に関する財政支援の充実を図ること。

25 中小企業者に対する金融支援について

北海道の地域経済は、緩やかな回復傾向にあるものの、道内中小企業をとりまく経営環境は依然として厳しく、予断を許さない状況にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 中小企業の資金繰りの確保の充実を図るため、金融機関へ実効性のある施策を講じること。

また、セーフティネット保証制度については、地方の経済状況等を勘案し、対象業種の拡大など、総合的な中小企業対策を実施すること。

26 産炭国に対する石炭採掘・保安に関する 技術移転等事業の発展的継続について

「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」については、これまでも、海外産炭国の技術者の受け入れや国内技術者の海外派遣などにより、関係国から高い評価を受けてきているところであります。

また、将来に向けた様々なエネルギーの確保の観点からも、この事業を長期的に継続することが重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」は、研修を通じてアジアの産炭国に高度な採炭・保安技術を技術移転することにより、生産の安定性が向上され、我が国への石炭エネルギー資源の安定供給および産炭国との関係強化に大きく寄与していることから、平成30年度以降においても技術移転対象国の拡大を図るとともに、必要な財源を確保し、事業の長期継続を図ること。

27 外国における日本地名等の商標登録出願対策について

近年、外国において、我が国の地名を用いた商標が第三者によって、出願・登録されるという問題が生じています。こうした状況は、我が国の企業がビジネスを展開する上で、大きなリスクとなるおそれがあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 外国における日本地名等の第三者による商標登録出願を防止するため、国が実施している中国等に関する商標登録出願調査の対象を全地方自治体に拡大するとともに、関係国と協議を行うなど、対策強化を図ること。

28 農業の振興について

北海道の農業は、我が国における食料の安定供給に重要な役割を果たしているところであります。

現在進められている農業分野の規制改革の実施にあたっては、生産現場に混乱が生じることのないよう慎重な対応が必要です。特に、主要農産物種子法の廃止にあたっては、種子の安定供給が継続されるよう適切な制度の構築が求められます。

また、国民への安全・安心な食料の安定供給のため、病虫害対策を継続かつ安定的に実施することが不可欠であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 農業分野の規制改革における具体的な取組みにあたっては、農地所有適格法人への参入の要件緩和などにより、生産現場に混乱が生じることのないよう、道内の農業関係者等の意見を広く聞くなど、地域の実情を十分に把握したうえで進めること。
- 2 主要農作物である稲、麦及び大豆については、北海道特有の積雪寒冷という栽培条件に適した、安全で優良な種子の安定供給が引き続き可能となるよう、適切な制度の枠組みを構築するとともに、十分な財政措置を講じること。
- 3 産地交付金の交付対象から畑作が除外されたが、地域の実情に応じた多様な輪作体系を維持・確立するために、経営所得安定対策等にお

いて必要な支援策を講じること。

- 4 馬鈴しょの重要病害虫であるジャガイモシロシストセンチュウなどの対策として、抵抗性品種の開発及び根絶に向けた研究を促進し、効果的な対策を講じること。
- 5 小麦なまぐさ黒穂病について、発生要因の解明と抜本的対策の研究・開発を早急に進め、効果的な対策を講じること。
- 6 平成28年台風対応産地緊急支援事業の「土づくり支援」において、復旧作業が完了するまで経費の支援を継続すること。

（北海道単独事業）

- 7 農業改良普及センターの普及指導員については、減少傾向にあるため、これまで、その増員を求めてきたところである。

新たな普及活動計画においては、減少後の人員を基に配置定数が示されたところであるが、営農転換などをはじめとし、生産者がきめ細やかな指導や相談を得ることができるよう、その増員を図ること。

29 林業の振興について

森林は、国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有していることから、健全な森林の維持管理が強く求められています。

このような中で我が国の森林面積のおよそ4分の1を占める豊かな北海道の森林は、重要な役割を果たしております。

豊かな森林を次世代に引き継ぐためには、森林・林業基本計画を着実に推進し、長期的な視野に立った適切な森林の管理を通じて、多面的機能の発揮を促進する具体的施策が必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有する森林の整備・保全が必要であることから、森林整備保全事業計画を着実に推進すること。

30 未来につなぐ森づくり推進事業の充実について

多面的な機能を有している豊かな森林を次世代に引き継ぐためには、長期的な視野に立った適切な森林の管理が必要不可欠であります。

北海道においては、植栽事業について、平成23年度から「未来につなぐ森づくり推進事業」が実施され支援措置が講じられておりますが、林業サイクルを保った健全な森林の維持管理のためには、植栽後の保育事業についても強化することが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 伐採後の確実な植林等を推進するため、植栽後に必要となる下刈、除間伐の保育事業に係る森林所有者への支援措置を講じること。

31 外国との漁業交渉等について

北海道は、我が国最大の水産物供給基地として、良質な水産物を安定的に供給しておりますが、水産資源の減少や漁業就労者の高齢化など環境は厳しさを増しています。

また、近年のロシアにおける漁業資源管理体制は極めて厳しく、北海道の漁業に深刻な影響を与えております。

さらに、北太平洋の公海におけるサンマ資源等についても関係各国と連携し、適切な資源管理が必要です。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 ロシア漁業資源管理体制に対応するため、対ロシア漁業外交を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する側面的支援を強化すること。
- 2 北太平洋の公海におけるサンマ資源等の持続可能な利用のため、平成27年7月に発効した「北太平洋漁業資源保存条約」に基づき設置された「北太平洋漁業委員会」で協議を進め、関係諸国と連携し、早期に適切な資源管理が行われるよう積極的に対応すること。

32 水産業の振興について

北海道は、我が国最大の水産物供給基地として、良質な水産物を安定的に供給しておりますが、水産資源の減少や漁業就労者の高齢化など環境は厳しさを増しています。

今後も良質な水産物を安定的に供給するためには、栽培漁業の推進や漁港施設の整備など漁業生産性の向上を図る必要があります。

つきましては、次の事項について適切に対応されるよう強く要請いたします。

記

- 1 栽培漁業基本計画に基づき、その実施計画に盛り込まれている栽培漁業海域拠点センターを早期に設置すること。
- 2 漁港施設の機能維持等を図るため、水産物供給基盤機能保全事業などによる漁港整備を計画的に進めること。

33 ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する 対策について

サケ・マス流し網漁は、長い歴史を有しており、道東における地域経済の中核を担う重要な産業であります。ロシアにおいて、平成28年1月から排他的経済水域でのサケ・マス流し網漁を禁止する法律が成立したことから、流し網漁の操業が困難となりました。

サケ・マス流し網漁の禁止は、漁業者はもとより、水産加工、運輸、船舶資材など関連産業にも甚大な影響が及び、地域経済の崩壊に繋がることが懸念されます。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 平成28年1月よりロシア水域でのサケ・マス流し網漁が禁止され、漁業者や水産加工、運輸、船舶資材など関連産業はもとより、地域経済にも甚大な影響が及ぶことから、代替漁法によるロシア水域でのサケ・マス漁業が存続できるように、強い意志をもって、ロシア政府との交渉に取り組むとともに、漁業者など関係者の意向を十分聞いた上で、中長期的な視点に立ち、関係者の生活の安定や地域経済の維持などに有効な対策を講じること。

34 海獣との共存に向けた漁業被害に対する 新たな補償制度の創設について

北海道沿岸においては、ここ十数年トド・アザラシなどの海獣によって、膨大な漁業被害が発生しており、特に小規模沿岸漁業が多い日本海沿岸地域の自治体にとっては、漁業社会の存続が危ぶまれるほどの打撃となっております。

また、海獣による漁業被害が急激に増加しているところですが、トド・アザラシなどのうち保護動物に指定されているものについては、本格的な駆除対策を取ることができない状況にあります。

これまでも国の補助制度などを活用して、生態調査や追払いなどを実施してきたところではありますが、漁業被害の防止と絶滅危惧動物の保護との均衡ある施策を見いだせない状況であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 トドやアザラシなどの海獣により増大する漁業被害については、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填など、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。

35 エゾシカによる被害対策について

近年、北海道におけるエゾシカによる農作物等への被害は道内全域に広がっており、エゾシカの生息数や被害額は高水準にあることから、この対策には広域的な施策が必要です。

つきましては、次の事項についてさらに適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地域におけるエゾシカの被害対策を強化するため、「鳥獣被害防止総合対策」の推進に必要な予算を確保するほか、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく対策を効果的に実施するため、夜間の猟銃使用を可能とするなど、市町村の計画する事業内容について、弾力的な運用ができるよう必要な対策を講じること。

36 北海道の開発行政について

北海道は、広大な土地を有し、豊かな自然に恵まれ、この地域特性を生かした観光の振興とともに、我が国最大の食料供給地域としての役割を担っております。また、同時にＩＴやバイオなどの先端産業の発展に大きく貢献しているところでもあります。

今後においても、北海道がそのポテンシャルを活かし、我が国の成長にさらに貢献し、北海道各地域の均衡ある発展を実現していくためには、将来に向けた社会資本の整備を計画的かつ着実に進めていかなければなりません。

つきましては、北海道の自立型経済を確立し、国土の発展を促進するため、次の事項について適切な措置が講じられるよう要請いたします。

記

- 1 北海道が活力と魅力に溢れ、食料供給や観光振興をはじめ、各分野において今後ともわが国の一翼を担うため、北海道総合開発計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保すること。

また、今後の道州制などの検討にあたっては、北海道の開発行政のあり方を先行して検討したうえで、改革後の北海道の姿などを明示し、道民はもとより、地方自治体に不安が生じないようにすること。

37 社会資本整備総合交付金事業について

社会資本整備総合交付金は、平成22年度より、個別補助金を一つの交付金に一括し、自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金として創設されたものであります。

北海道においても、各自治体が社会資本総合整備計画を作成し、事業を実施しているところであります。

しかしながら、要求額に対して大幅な減額が行われるなど、必要な交付額が十分に確保されず、計画の変更を余儀なくされている状況にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 道路事業や下水道事業などの社会資本整備事業を計画的に推進できるよう、必要な交付額を確保すること。

特に、重点配分事業や継続事業については、事業規模の縮小や事業期間の延伸などの支障を来さないよう予算措置すること。

38 北海道新幹線の建設促進等について

北海道新幹線（新青森・札幌間）は、我が国の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道が、その個性を生かし、活力と魅力あふれる地域社会を創り上げ、我が国に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本であります。

また、東北、北関東、首都圏との文化・経済交流の促進や新産業の創出等、北海道の様々な産業分野へ波及効果をもたらし、北海道の活性化に極めて大きな役割を果たすものであり、その効果が最大限に発揮される札幌までの早期完成は、道民の悲願であります。

新幹線の開業効果を高めるため、新駅周辺地域や広域幹線道路などを整備する必要があります。

つきましては、次の事項について特段のご配慮をいただきますよう強く要請いたします。

記

- 1 新函館北斗・札幌間の早期完成を図ること。
- 2 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決を図ること。
- 3 幅広い観点での新幹線建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。
- 4 新幹線の開業効果を高めるため、新駅周辺地域や広域幹線道路などの整備に対し、社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。

39 並行在来線事業者に対する支援の強化等 について

北海道新幹線の開業に伴い、ＪＲ北海道から経営分離された並行在来線は、地域住民にとって欠かすことのできない交通手段ではありますが、多額の初期投資や収益性の低さなどから、厳しい経営状況となっており、運営会社や地方公共団体に対する支援制度の拡充・創設が必要であります。

つきましては、次の事項について特段のご配慮をいただきますよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道新幹線の開業に伴いＪＲ北海道から経営分離された並行在来線に対して、安定的に維持・存続が図られるよう以下の措置を講じること。
 - (1) 設備投資及び維持管理経費に対する助成措置の拡充
 - (2) 赤字補填や運営費の支援制度の拡充
 - (3) ＪＲ路線との乗継運賃の割引に対する支援制度の創設
 - (4) ＪＲからの譲渡資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充
 - (5) 平成２７年１月に政府・与党申合せにより示された、平成４３年度以降の貨物調整金制度の見直しにあたっては、新幹線貸付料の活用などに加え、幅広い観点による新たな財源を確保すること。

40 北海道新幹線開業による波及効果の拡大について

平成28年3月の北海道新幹線の開業により、道南地域を中心に波及効果が現れておりますが、今後、観光やビジネスなど様々な分野での交流拡大が一層期待されているところであります。

観光客等利用者の道内各地への周遊を促し、全道に開業波及効果をもたらすためには、道内観光地や主要都市などを移動するための交通インフラ等の再構築と整備が急務であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 広大な北海道において、航空機による利用に應えるため、道内・道外路線の充実を図るとともに、函館空港をはじめ道内空港の整備を促進すること。
- 2 道内の各空港へのアクセス道路や圏域間を結ぶ高速道路等の整備を加速すること。
- 3 新幹線駅から道内各所の観光地や主要都市などに快適・円滑に移動できるよう、利便性の高い交通ネットワークの整備や二次交通の確保に対する市町村等の取組みに対し支援を行うこと。（再掲）

41 道内鉄道路線網の維持・存続に向けた対応について

北海道は、面積が広大で人口密度が小さく、積雪寒冷地という鉄道事業にとって不利な地域であり、そのため、ＪＲ北海道は、厳しい運営を余儀なくされております。

このような状況の中で、ＪＲ北海道は、単独では維持困難な線区として、道内路線の約半分にあたる１０路線１３線区を発表し、関係自治体及び地域住民に大きな衝撃と不安が広がったところであります。

鉄道は、通院や通学などの移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、地域間の人の交流や物流輸送の基幹をなし、産業や観光振興による地域の活性化、地方創生に向けた取り組みにおいても、北海道の将来に関わる極めて重要な社会資本であることから、拙速な路線の見直しは、住民生活はもとより、観光産業など本道に甚大な影響を及ぼすものと危惧されております。

現在、沿線自治体や地域で構成する協議会等において、利用促進等の取組を検討し、進めておりますが、北海道においても、道内鉄道路線網の維持・存続に向けて、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道として、道内の鉄道路線網を確保するためのビジョンについて、様々な手段を講じて道民の理解を得るよう努めること。
- 2 北海道の主導のもと、各種関係団体との連携を図りつつ、ＪＲ北海道との協議に臨むとともに、国に対してＪＲ北海道への更なる支援を

強く求めること。

42 バス事業に対する支援について

面積が広く、人口密度が低い北海道においては、公共交通機関の役割はますます重要になってきている中、現在、ＪＲ北海道の鉄道事業の見直しを含め、北海道全体の公共交通体系について議論されているところであり、今後さらに地域間交通におけるバスの役割は高まるものと想定されます。

しかしながら、乗客の減少によりバス事業者は厳しい経営状況にあり、北海道、市町村はそれぞれの役割のもと、厳しい財政運営のなかにあっても、本道の公共交通ネットワークに欠かせない生活交通路線の維持・確保に向けた様々な支援策を講じております。

そのような中、国においては広域的・幹線的な路線を対象とする赤字バス路線への補助金の減額等が検討された経緯がありますが、補助金が減額された場合、バス事業者は路線の縮小や撤退を余儀なくされ、高齢者や学生など交通弱者を含めた地域住民の生活に多大な影響をもたらすことが危惧されます。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、面積が広く、人口密度の低い北海道において、生活交通の維持・確保に大きな役割を果たしてきたところである。

ついては、今後も、高齢者や学生などの交通弱者を含めた地域住民の生活に不可欠なバス路線を守るため、現行の補助水準を確保し、安

定した支援を継続すること。

43 高規格幹線道路網をはじめとする 道路整備の促進について

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から市町村道に至るまで中長期的な視点に立ち、体系的かつ計画的に整備されるべきものであります。

北海道は国土の22%という広大な面積を有し、190万都市札幌を擁する道央圏域を中心に100km以上の間隔をおいて、県庁所在地に匹敵する都市を核にした6圏域が、それぞれの生活経済圏域を形成しております。

このようなことから、北海道内において地域振興や社会経済活動の活性化を図るためには、各圏域間を連携する高規格幹線道路をはじめとした、各種道路の一層の整備促進が極めて重要な課題であります。

現在、北海道における高規格幹線道路の整備は計画路線の約60%にとどまり、札幌を中心とする道央圏を除いては、いまだネットワーク化が図られておらず、その効果が十分に発揮されていない現状にあります。

さらに、橋梁、トンネルなどの道路インフラにおいて、近年、老朽化による重大な事故が発生していることから、国民が安心して道路を使用するための対策が重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

1 有料道路方式及び新直轄方式による高速自動車国道の整備を更に加速すること。

(1) 着手している区間の早期完成を図ること。

- (2) 新直轄方式区間のうち当面着工しないとされる区間については、早期着手を図ること。
 - (3) 基本計画区間及び予定路線を早期に着手すること。
- 2 一般国道自動車専用道路整備の重点化・効率化を図ること。
 - 3 地域高規格道路の整備促進を図ること。
 - 4 一般国道の整備促進を図ること。
 - 5 第8期北海道総合開発計画を着実に推進するため、必要な予算を確保し、地方が必要としている道路整備が遅れることがないようにすること。
 - 6 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び道路法施行令による補助率の嵩上げ措置を継続すること。
 - 7 道路管理者に義務付けられた5年に1度の道路施設の点検については、市町村の負担を軽減するため、補助制度の充実など財政措置を講じるとともに、技術的支援を必要とする市町村への対応を図ること。

44 市街地再開発事業等への支援について

全国的に人口減少が進む中、土地を合理的かつ健全に利用し、都市機能を高める市街地再開発事業等は地域住民にとって住みよいまちづくりを行ううえで重要な役割を担っております。

国では都市再開発法に基づき、社会資本整備総合交付金により市街地再開発事業等への補助を行っておりますが、北海道においては厳しい財政状況から市街地再開発補助制度が廃止され、事業を進めるうえで市町村にとって大きな負担となっております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 平成23年度まで実施されていた北海道市街地再開発事業費補助制度について、市町村の負担軽減を図るため、同制度を再度実施すること。

45 道路標識等に係る予算の確保について

地域における交通安全については、交通安全対策基本法により、地方公共団体が地域の実状に応じた施策を講じることとなっておりますが、交通規制に係る道路標識や信号機等の設置は、主に北海道公安委員会において所管しているところであります。

近年、交通弱者である子どもや高齢者の交通事故等の発生を受け、地域住民から道路標識の設置等、早急な対応を求められている現状にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 市町村の交通安全対策の充実が図られるよう地域の実状を踏まえ、道路標識や信号機等の設置に係る予算を十分に確保すること。

特に、児童生徒の通学路等に係る安全確保に資するものについては、速やかな設置に努めること。

46 治水事業等の整備促進について

北海道は広大な面積を有し、しかも大雨・豪雪・地震及び火山噴火などの自然災害が多いことから住民の生命と財産を守り、経済活動と生活基盤を確保するため、治水事業等の整備促進は必要不可欠であります。

これまでも、台風や地震により人命、財産はもとより、経済活動及び道民生活に極めて大きな被害が出ております。最近では、平成28年の台風等による大きな被害により、治水事業の重要性が再認識されたところであります。

このため、安全で活力ある国土基盤及び地域生活基盤の形成に向けた治水事業等を一層促進する必要がありますので、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 大雨、地震など、激甚化・多様化する自然災害に備え、関係機関の連携の推進など、危機管理体制を充実強化するとともに、河川事業、砂防事業等について積極的に整備を進めること。

特に、現行の河川整備計画に基づく事業を円滑に推進すること。

- 2 海岸の高潮、侵食対策の着実な推進を図ること。

47 港湾施設の整備促進等について

港湾は、船舶による大量かつ低コストでの交通運輸の拠点として農畜産物の大量輸送、工業製品等の効率的な輸移出入、観光振興の拠点として地域住民や国内外の人と物の交流、さらには大規模災害時における防災機能の発揮など極めて重要な役割を果たしております。

また、経済のグローバル化により、今後、ますます拡大する国際貿易や国内物流において、我が国の物流拠点や備蓄基地を整備していく必要があります。特に地震多発地帯である北海道の港湾においては、耐震強化岸壁の整備を早急に進める必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道の国際的な経済連携の促進や、基幹産業の競争力を高めるため、海上コンテナなどに対応する港湾機能の高度化を図るとともに、国際バルク戦略港湾をはじめ、港湾の施設整備を促進すること。
- 2 外国人観光客の受入や地域での交流、観光の拠点となる「みなとオアシス」などの機能強化を図るとともに、大型クルーズ客船などの受入環境整備を推進すること。
- 3 大型船舶の安全な入港を支える関連施設の整備、さらには、大規模災害等に対応する臨海部防災拠点として、港湾の整備を促進すること。
- 4 港湾機能の適切な維持を図るため、水域施設・係留施設等の維持管

理について、国の支援のさらなる充実を図ること。

48 空港の整備促進と運営について

北海道は首都圏や関西圏から遠隔の地にあることから、長距離を短時間で結ぶ航空交通が重要であり、人的交流や物流の拡大、さらには急増する外国人観光客への対応など観光振興の面からも、道内各空港の整備は欠くことのできない重要な基盤整備の一つであります。

特に、新千歳空港については、国内の基幹空港として、また北海道における最大の空の玄関口として極めて重要な役割を果たしており、今後一層の国際化を図るため、滑走路延長などの機能充実を図る必要があります。

加えて、道内空港の一括民間委託により、複数空港の一体的な運営が円滑に実施され、観光の振興や地域経済の活性化に寄与することが期待されています。

つきましては、空港の一層の活用をはかり北海道の自立型経済を発展させるため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道経済の活性化を図るため、新千歳空港の国際拠点化をはじめ道内空港の整備に必要な予算を確保するとともに、道内外の航空ネットワークの維持・拡充を図ること。

また、近年急増する外国人観光客やＬＣＣの就航等に対応した施設整備、受入体制の強化を図ること。

- 2 新千歳空港は北海道の空の玄関口として、長距離国際路線の安定就航が可能な空港となるよう滑走路延長等、空港機能の一層の強化を図

っていくこと。

また、冬季運航については、降雪時における除雪体制のさらなる効率化など、就航率や定時性向上に向けた対策を講じることにより、道内全体の観光・経済振興の推進を図ること。

さらに、周辺沿道に北国らしい樹木を植栽するなど、景観整備を行うこと。

- 3 民間委託による道内7空港の一体的運営にあたっては、地元意見として取りまとめられた北海道の提案や各地域の意向を踏まえた運営となるよう着実に推進すること。

49 水道施設の地震対策等に対する 財政支援の拡充について

近年頻発している地震災害等から市民生活を守るには、重要なライフラインである水道施設の耐震化や老朽管の早期更新は欠かせないものがあります。

しかし、広大な土地を有する北海道においては、水道管の延長が長いほか、水道管耐震化等の事業の補助対象外である塩化ビニル支管や鋼管を多く使用しているため、水道管の耐震化、老朽管の更新が進んでおりません。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 市民の重要なライフラインである水道施設の耐震化及び老朽管更新を進めるため、水道管路耐震化等推進事業における補助対象を全ての管種に拡充するとともに、配水本管のみならず一定口径以上の配水支管を加えるほか、資本単価要件の拡大を図ること。

50 水資源の保全について

北海道の有する豊かな水資源は、生活環境の形成や農業の発展、水産資源の維持に大きく貢献しており、水源を涵養する森林は将来にわたって引き継いでいかなければならない貴重な財産であります。

近年、北海道においても、海外資本等による森林の取得が進んでいる実態が明らかとなっており、水源地域等の森林の売買に対して「北海道水資源の保全に関する条例」が施行されておりますが、水資源の保全を確実に行うためには、さらに国における制度構築が必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 上水道の供給源である水源涵養林を保全するため、水源地域の森林地帯などの土地に関する権利の移転又は設定について、法的な規制を含む新たな仕組みを整備すること。

また、水道事業者が同土地を買収する際の財政支援制度を創設すること。

51 循環型社会構築の推進について

「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする廃棄物・リサイクル対策関連法が順次施行されたことにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への移行を目指した仕組みが導入され、各都市は良好な環境保全に向けた廃棄物行政の担い手として、極めて重要な役割を果たしているところであります。

このようななかであって、家電製品をはじめとする不法投棄が依然として後を絶たず、処理費用が市町村の財政を圧迫するなど、制度上の問題も含めて大きな課題が残っております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 「容器包装リサイクル法」については、拡大生産者責任の考え方に基づき、事業者責任の強化・明確化を図り、市町村と事業者の費用負担及び役割分担の更なる見直しを行い、現在、市町村が負担している収集、選別、保管などの費用を確実に事業者の負担とすること。

また、上記費用が事業者の負担となるまでの間、市町村の負担が過大とならないよう分別収集及び再商品化に伴う費用について適切な支援措置を講じること。

- 2 「家電リサイクル法」で回収が義務付けられた対象品目の不法投棄が頻発していることから、これらの処理費用については、国の責任において抜本的対策を講じるとともに、製品購入時にリサイクル費用を支払う前払い制の導入など、不法投棄防止のための適切な制度の改善

を行うこと。

52 都市における低炭素化の促進について

平成24年12月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、地球温暖化対策やコンパクトなまちづくりを目指すとされたところですが、低炭素型の都市・地域づくりを促進するため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 都市の低炭素化の促進については、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進など、地方自治体が実施する低炭素化に向けた取組みが着実に推進されるよう十分な支援を行うこと。

53 アスベスト対策の推進について

アスベストは、耐熱性や保温性等に優れ、建築資材として広く使用されてきましたが、その発がん性が指摘されたことにより、現在は使用が禁止されています。

しかしながら、使用禁止以前に建築されたものが多数現存している状況にあることから、地域住民の健康を守るためには、早期に建築物のアスベストの含有の有無を調査し、飛散防止のために除去等の工事を適切に行う必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 住民の安全・安心の確保のため、一般環境のアスベスト濃度の評価基準を設定し、継続的な環境モニタリング制度を整備すること。
- 2 地方自治体及び民間事業者が実施する建築物解体等に伴うアスベスト飛散防止・廃棄物対策について、補助制度を拡充すること。

54 P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理について

P C B廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、全国5か所の広域処理施設での処理体制が整備され、処理を行うこととされております。

しかし、安定器や小型電気機器などのP C B廃棄物の処理や、点検調査については国の財政措置がなく、多額の費用負担が生じております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 自治体が保管するP C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物のうち、安定器及び汚染物等は、処理単価が高く多額の費用が生じているため、適切な財政措置を講じること。

また、相次ぐ漏洩事故への対応として実施する、P C B含有機器の保有状況等に係る点検調査について、適切な財政措置を講じること。

55 防災・減災及び老朽化対策の強化について

東日本大震災による巨大地震と大津波は、これまでの防災対策の想定をはるかに超えた大規模災害であり、東北地方をはじめとし、広範囲に甚大な被害をもたらしました。また、平成28年4月に発生した熊本地震では、熊本県・大分県を中心に、一般住宅はもとより、道路・上下水道などの公共インフラや市町村庁舎に多大な被害が生じたところであります。

今後も大規模地震や津波の発生が想定されるなか、地方自治体においては、国の防災計画の見直しに合わせ、新たな地域防災計画を策定し、災害に強く住民が安心できる、様々な対策を早急かつ継続的に実施する必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 道路、橋梁、上下水道等のライフライン施設の耐震化や維持補修の強化を図るため、財政措置を充実し、防災・減災及び老朽化対策を促進すること。
- 2 災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共・公用施設やホテル、旅館等の大規模建築物等の耐震化などをさらに促進するため、補助率の拡大など補助制度の充実を図るほか、必要な地方債資金の確保など、適切な財政措置を講じること。
- 3 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要で

あり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。

- 4 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。

また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。

- 5 地域における防災・減災対策を強化するため、ＪＲ路線への踏切や高架橋新設を含む避難路の整備、津波避難タワー等の設置、避難所における発電機等の資器材の整備や食糧の備蓄、自主防災組織の活動支援、災害時要援護者対策など、自治体が行う防災・減災事業に対する財政支援措置の継続・拡充を図ること。

56 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について

東日本大震災を契機とした福島第一原子力発電所における事故は、国民の生活、地域経済、環境に対し、甚大な被害を与えるものとなりました。

平成26年4月に、この原子力発電所事故後初めてとなる「エネルギー基本計画」の改定がなされたところでありますが、中・長期的なエネルギー政策のあり方については、さらに国民的議論を尽くした上で必要な措置を講ずるべきであります。

このようなことから、原子力発電所事故の教訓を踏まえ、将来的には原子力に過度に依存することのないよう、再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組むとともに、原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努める必要があります。

また、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく再開された、大間原子力発電所の建設工事は中止すべきであります。

つきましては、次の事項について、国において万全の措置を講じるよう強く要請いたします。

記

【エネルギー政策の確立】

- 1 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について引き続き国民的議論を尽くし、必要な措置を講じること。

2 長期的な視野に立ったエネルギー政策として、水力、風力、太陽光や畜産・木質バイオマス、海洋エネルギーなど、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの地産地消の推進を図ること。

ただし、風力発電施設については、風況により設置場所が限定されるため、過度な集積により地域の環境が損なわれることのないよう、乱立を防ぐための新たな規制や仕組みを導入すること。

また、中小水力・地熱発電開発費等補助金など再生可能エネルギー普及促進を目的とした既存の制度の維持及び拡充を図ること。

3 再生可能エネルギーの普及促進には、発電事業者から電気事業者への送電設備など電力系統の整備が必要であるが、遠隔地を送電する発電事業者においては、費用負担が大きいことから、その負担が軽減されるような仕組みを構築すること。

4 北海道が有する豊富な石炭資源について、石炭地下ガス化や石炭層メタンガスの利用など、クリーンエネルギー化による有効活用を国のエネルギー政策の重点事項の一つとして位置づけ、石炭エネルギー関連研究施設を設置するなど積極的な推進を図ること。

5 北海道においては現在も採炭事業が継続しており、地域資源の有効活用と安定的な電力供給を図る上から、地産地消型の石炭火力発電所の新設など、地域に存在するエネルギー資源の効果的な活用に向けた取組みを推進すること。

（北海道単独事業）

6 「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」の制定趣旨に鑑み、太陽光・風力発電の推進や地熱発電・海洋エネルギーの促進など、北海道の特色を活かしたエネルギー政策の展開について、「北海道省エ

エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づき、着実な実施を図ること。

【原子力発電所への対応】

- 7 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

ついでには、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

- 8 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めるとともに、UPZ外も含めた区域においても万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

- 9 放射性物質による環境汚染を防止するため、新たな規制の仕組みの導入や関係制度の見直しを早急に進めること。

（北海道単独事業）

- 10 「原子力防災に関する連絡会議」の充実強化を図ることにより、泊原子力発電所の安全対策や、北海道原子力防災計画の見直しの状況について、なお一層、その情報を道内各市に発信し、わかりやすく説明

するとともに、各市の意見を聞く機会を設けること。

57 北方領土の早期返還について

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方四島の返還実現は、元島民はもとより全国民の多年にわたる悲願であります。

しかし、北方領土問題の発生から70年以上が経過した今日もなお、問題解決の兆しが見えないことに、憤りさえ覚えるところであります。

そうした中、昨年12月の日口首脳会談において合意された平和条約の締結に向けた重要な一歩としての「北方四島における共同経済活動」に関し、本年9月の首脳会談において、優先的に取り組むプロジェクトの候補を特定し、早急に具体化することとされたことから、今後の更なる進展に強く期待するものであります。

返還要求運動の中心を担ってきた元島民の高齢化が著しいことから、一刻も早い領土返還に向けた戦略的環境づくりのための事業等を推進することが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- 2 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。

- 3 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- 4 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形での北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を早急に進めること。
- 5 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

58 北海道の自衛隊の体制強化について

北海道は、自衛隊創設当初から長きにわたり自衛隊を支え、広大で優れた演習場等、さらに道民の理解など、良好な訓練環境があり、国の防衛政策に大きな役割を果たしてきております。

また、東日本大震災を教訓とし、大規模災害発生時においては72時間が生死を分けるターニングポイントといわれており、特に北海道は広大で海に囲まれ、各地からの部隊集結に時間を要することから、各地域に自衛隊が引き続き配備されることが重要であります。

したがって、自衛隊の体制については、これまで北海道が果たしてきた国の防衛や国際協力等への積極的な支援・協力のほか、特に大規模災害への対応状況や、地域経済とまちづくりへの影響などにも十分配慮し、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 自衛隊は我が国の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、国土の約22%という広大な土地を有する北海道の自衛隊の体制を強化すること。

また、災害時における自衛隊の救援活動の重要性などに鑑み、人的体制を拡充し、充足率の向上を図ること。

59 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会に向けた合宿誘致への支援について

北海道は四季の変化に富み、夏季・冬季いずれのスポーツ競技にも適した環境が整っており、食や観光の地域資源にも恵まれています。この環境を生かして、道内各地で国際競技レベルの選手による各種のスポーツ合宿が行われてきた実績があります。

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、道内からはすでに複数の市がホストタウンとして登録されており、合宿誘致への機運が高まっているところであります。

今後、さらにスポーツ合宿の適地としてのポテンシャルを高めることで、国内外の選手の育成・強化に貢献するとともに、地域経済の活性化を図るため、道内市町村は、国際競技大会に向けた合宿誘致に積極的に取り組んでまいります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 競技施設や宿泊施設等の受入環境をはじめ、関係団体との連携やホスピタリティ向上のノウハウなど、ハード・ソフト両面において、きめ細かな相談ができるよう、窓口の充実を図ること。
- 2 国やJOC、日本体育協会等の関係機関が、誘致市町村の競技施設や受入環境に関する情報を、海外の競技団体等に対して積極的に発信することで、誘致機会の増大を図ること。

- 3 代表選手層の育成・強化とともに、選手層の底上げを図る環境を整えるため、国際競技の水準を満たす競技施設の整備や改修に伴う財政措置を講じること。
- 4 外国語表記など受入環境の整備や市町村に対する受入ノウハウの提供などの支援策を講じるとともに、訪日した選手や観戦者を道内へ誘導するための観光PRに努めること。
- 5 道内への航空ネットワークの拡充や高規格幹線道路をはじめとする交通インフラの整備、バリアフリー環境の推進などを積極的に進めるために必要な財政措置を講じること。

60 地方公務員の休業制度の拡充について

地方自治体は、厳しい財政状況のもとで人員削減等の行財政改革を進めてきましたが、地方分権や地方創生など、地方自治体の役割は、質・量ともに増大しております。加えて、住民ニーズが高度化、多様化してきており、地方自治体がこうした環境変化へ対応するためには、これまで以上に時間とコストをかけて、職員一人ひとりの能力を高め、育成していく必要があります。

一方で、地方公務員についても、核家族化や女性の社会進出などを背景に、育児や介護、配偶者の転勤などの事情から勤務を続けることができず、やむなく離職する職員も少なくない状況にあり、自治体経営にとって大きな損失となっております。

地方公務員には、すでに育児や介護等の休業制度が設けられておりますが、女性の活躍推進や働き方改革などの動向を踏まえて、仕事と家庭生活を両立できるように、さらに柔軟な休業制度が望まれるところです。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地方公務員について、有為な人材の流出を防ぐとともに、女性の活躍推進を図るため、配偶者の国内転勤などにより勤務の継続が困難となる事情が生じた場合に、一定期間の休業を経て職務へ復帰できるように休業制度を拡充すること。

61 新たな情報通信技術戦略の推進について

情報通信のネットワークは、他の公共基盤と同様、産業・社会全般にとって不可欠な活動基盤となっています。

広大な面積を有する北海道では、特に過疎地域などエリアカバーが低水準の地域も多く、現状では必ずしも十分な成果が得られていないことから、光ファイバーによる基盤整備等を通じて、地域の安全・安心の確保、産業の活性化、地域振興などの推進を図る必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 新たな情報通信技術戦略の推進にあたっては、条件不利地域における携帯電話の不感地域の解消や未整備であるブロードバンド環境等の情報通信基盤について、ユニバーサルサービス制度の位置づけとし、市町村の負担を求めることなく、基盤整備を図ること。
- 2 条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、通信事業者に無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新を行うことができる特例措置を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差の解消を図ること。

62 テレビ放送視聴環境の充実・確保等について

平成23年7月にアナログ放送から地上デジタル放送へ移行しましたが、デジタル放送の電波が届かない、新たな難視聴地域の解消を目的とした共聴施設等の設置により、電柱共架料等の維持管理経費や老朽化に伴う施設・設備の更新費用が新たに必要となります。

とりわけ北海道は広大な面積を有し、山間部など条件の不利な地域が多いことから、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地上デジタル放送対応後に新たに必要となる電柱共架料等の維持管理経費、さらには共聴施設・設備の老朽化に伴う更新費用について、新たな支援制度を創設するなど、住民の負担軽減を図るための仕組みを構築すること。

63 地方消費者行政の推進について

消費者を取り巻く環境は、高齢化、高度情報化、国際化などの進展によって大きく変化しております。

とりわけ、インターネットを活用した通販などが急速に普及し、消費者の利便性が高まる一方で、商品・サービスの内容や取引方法が複雑化、多様化しており、消費者がトラブルに巻き込まれるリスクが増大しております。

このため、消費生活相談体制の整備、相談員のレベルアップなど、地方消費者行政の更なる充実を図っていく必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 消費生活相談体制の整備、相談員の人材育成など、地方における消費者行政の充実・強化を図るため、実態を十分把握のうえ、必要な財政措置を講じること。

